



第 4 章 施策の内容



I 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり〈自助〉

I - (1) 健康づくり

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
1	健康増進計画に基づく「健康づくり」	<p>①第2期可児市健康増進計画（H26～30）に基づき、日常生活を営むために必要な身体機能の維持・向上を図るための運動を継続できるよう支援します。</p> <p>◎「<u>ゆっくり継続するポレポレ運動教室*</u>」の開催と自主活動への支援</p> <p>◎「<u>歩こう可児 302</u>」運動の普及啓発（地域の推進団体などとの連携）</p>	健康増進課
2	健(検)診の促進	<p>①広報やホームページ、街頭啓発などによる啓発を図り、いつでも受診しやすい体制づくりを行います。</p> <p>◎<u>各種がん検診</u>、<u>肝炎ウイルス検診</u>、<u>骨粗しょう症予防検診</u></p> <p>◎特定健康診査（74歳未満）</p> <p>◎<u>ぎふ・すこやか健診*</u>（75歳以上）</p>	健康増進課 国保年金課
3	口腔機能の維持向上	<p>①口腔機能の低下（オーラルフレイル*）は、身体の虚弱（フレイル*）、さらには要介護状態へとつながっていきます。「食」から「介護予防運動」までの必要性を啓発します。</p> <p>◎「<u>フレイル予防の講演会</u>」の開催</p> <p>◎「<u>お口健やか教室</u>」での普及啓発</p> <p>◎「<u>おいしく歯歯歯教室*</u>」での普及啓発</p> <p>②歯の健康に関する意識を高め、「8020運動」を推進します。</p> <p>③歯周病検診やぎふ・さわやか口腔健診の受診率向上に努めます。また、在宅要介護者等への訪問歯科健診（ぎふ・さわやか訪問口腔検診）を実施し、介護予防のための口腔機能の維持・向上を図ります。</p> <p>◎<u>歯周病検診</u></p> <p>◎ぎふ・さわやか口腔健診</p> <p>◎ぎふ・さわやか訪問口腔検診</p>	健康増進課 国保年金課 高齢福祉課

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
4	子育て健康プラザ（駅前拠点）で行う健康づくり	①子育て健康プラザでは、ライフステージに応じた各種教室を開催します。また、情報提供や各種体験、相談、仲間づくりなど健康でリフレッシュできる機会を提供します。 ◎健康に関する各種教室の開催 ◎食に関する各種教室の開催	健康増進課
5	生活習慣病の予防	①各種健（検）診や健康相談、健康教育などの事業を通じて、生活習慣病を予防するとともに、生活習慣改善のための知識の普及・啓発を行います。 ◎成人健康相談・栄養相談・歯科相談 ◎メタボ予防教室（運動編・食事編）の開催 ◎骨粗しょう症予防教室の開催	健康増進課
6	岐阜医療科学大学との地域連携	①市内に開設される岐阜医療科学大学との連携により、市民・専門職向けの講座や相談会の開設、地域包括支援センターとの協働による地域支援など大学と協議のうえ、市民の健康づくりを応援します。	高齢福祉課 健康増進課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（H29）	目標年（H32）	備考
ゆっくり継続するポレポレ運動教室	8教室	10教室	地域、自治会等を開催依頼
歩こう可児302	38.0%	第3期健康増進計画(H31-35)に定める	30分以上の運動を週2回、1年以上続けている人の割合
各種がん検診の受診率	(H28) 13.7%		
歯周病検診の受診率	(H28) 8.7%		

文中において、下線が付いている項目・事業については、【主な事業の目標値】として目標値を掲げ各施策ごとに記載をしています。（以下の施策についても同様。）

I - (2) 生きがいづくり

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
7	生涯スポーツの推進	<p>①高齢期を迎えても、スポーツを通じた健康と生きがいづくりに資するように軽スポーツ等の普及に努めます。</p> <p>②高齢者の健康づくりに関する各種の取り組みを支援します。</p> <p>◎各地域におけるスポーツ推進事業の支援</p> <p>◎健友連合会各種事業への支援</p>	スポーツ振興課
8	生涯学習の推進	<p>①地域づくり型生涯学習の推進を通し、生涯学習の活動が多様な生きがいづくりにつながるよう、各種事業を実施します。</p> <p>◎生涯学習 楽・学講座の啓発と開催</p> <p>◎高齢者大学、高齢者大学院[*]の運営</p> <p>◎地区センターにおける地域づくりにつながる各種講座の開催</p>	地域振興課
9	健友連合会活動の推進	<p>①健友連合会の各種事業の支援を行い、高齢者の仲間づくり、通いの場づくりを促進します。</p> <p>◎新たなサロンなど「通いの場」づくり</p> <p>②健友連合会の取り組みを、地域貢献や地域福祉活動へ発展させていけるよう支援します。</p> <p>◎健友連合会による高齢者見守り活動</p> <p>◎健友連合会による地域支え合い活動</p>	高齢福祉課

I - (3) 社会参加と就労

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
10	地域活動への参加のきっかけづくり	<p>①高齢期を迎え地域に貢献したいと考えている方を対象に、地域での支え合い活動に参加するきっかけづくりとして「地域支え合い・介護基礎講座」（ボランティアの養成講座）を開催します。また、講座受講者が地域のさまざまな活動に参加できる仕組みを構築します。</p> <p>◎定期的な「<u>地域支え合い・介護基礎講座</u>」の開催</p> <p>◎地域で行われている地域支え合い活動の紹介</p>	<p>高齢福祉課</p> <p>社会福祉協議会</p>

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
11	就労機会の確保	<p>①ハローワーク等との連携により、働く意欲のある高齢者の就労につながるよう情報発信に努めます。</p> <p>②「生涯現役社会※」の実現に向けて、シルバー人材センターの会員の確保や高齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会の提供活動を支援します。</p>	産業振興課 高齢福祉課
12	老人福祉センターの運営	<p>①可児川苑、福寿苑、やすらぎ館3施設の老人福祉センターでは、健康相談や教養講座、機能維持・回復訓練を担う施設として、指定管理者と連携し一層のサービス向上に努めます。</p> <p>②介護予防講座や健康体操など新たな健康づくりや教養講座を企画開催します。</p>	高齢福祉課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（H29）	目標年（H32）	備考
地域支え合い・介護基礎講座の開催	年間 3回 (介護基礎研修)	年間 4回	講座メニューを増やし定期的に開催

I - (4) 一般介護予防事業の推進

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
13	地域のサロンや「通いの場」への支援	<p>①理学療法士や歯科衛生士・栄養士などの専門職を地域のサロンや「通いの場」へ派遣します。また、介護予防に関する知識や運動の普及・継続促進を目指します。</p> <p>◎<u>地域リハビリテーション活動支援事業（元気はつらつ教室、お口健やか教室）</u>の推進</p> <p>②気軽にできるK体操を地域のサロンや「通いの場」で継続して行っていただけるようDVDなどを活用し普及啓発します。</p> <p>◎K体操の普及・啓発</p>	高齢福祉課

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
14	まちかど運動教室の設置	①高齢者が通いやすく、気軽に参加でき、楽しく行える「まちかど運動教室」の設置を推進します。地域の集会所など参加しやすい場所を提供していただき、運動指導士などを派遣、認知症予防・介護予防体操を行います。 ◎まちかど運動教室の設置	高齢福祉課
15	口腔機能の予防教室の開催	①口腔内の健康を維持することの大切さを啓発します。また、口腔歯科検診などで注意が必要な方などに呼び掛けながら口腔の予防教室を開催します。 ◎おいしく歯歯歯教室の開催	高齢福祉課
16	認知症予防のための取り組み	①認知症に対する理解を深め、予防に資する運動（コグニサイズ）を普及する認知症予防教室などを開催し、開催後は継続した教室となるよう支援します。 ◎認知症予防教室の新規開催と継続支援 ◎脳の健康教室の開催と継続支援 ②認知症初期の方や家族のための軽度認知障がい（MCI）を理解する講座と相談会を開催します。 ◎MCI講座・相談会の開催 ③認知症に関する理解と予防を啓発していくためのフォーラムや講演会などを開催します。	高齢福祉課 健康増進課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（H29）	目標年（H32）	備考
元気はつらつ教室	23 会場	38 会場	理学療法士によるサロン等の訪問支援
お口健やか教室	16 会場	25 会場	歯科衛生士・栄養士によるサロン等の訪問支援
月2回以上開催している「通いの場」への参加者数	29,565 人	52,920 人	人数は延べ人数
まちかど運動教室	—	20 会場	地域自治会等へPRし、運動指導士を派遣
認知症予防教室	2 地区で開催	8 地区で開催	市内 14 地区での開催を目指す
脳の健康教室	3 会場	3 会場	各年度3会場で開催し、継続して実施されるよう支援

Ⅱ 地域のあらゆる団体が連携して見守り・支え合えるまちづくり〈共助〉

Ⅱ-（１）地域内の見守り活動の推進

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
17	民生委員を中心とした見守り体制	<p>①民生委員による見守り対象者の把握と定期的な見守り活動により、支援が必要な方に対する見守りを継続して行います。</p> <p>②地域福祉協力者が、民生委員による見守り活動と連携、補完できるよう広く啓発します。</p> <p>③地域見守り協力事業者として活動していただける事業所の増加に向けた啓発に努めます。</p>	民生児童委員 連絡協議会 高齢福祉課
18	行方不明者への対応	<p>①徘徊高齢者や行方不明者が発生した際に、防災行政無線等で周知するとともに、介護関係事業者等と連携できる仕組みづくりを行います。</p> <p>②地域で見守り活動を行う団体がある場合、地域での捜索活動などを行うことができる体制づくりを推進します。</p>	防災安全課 高齢福祉課 可児警察署
19	公的サービスと地域のサービスの連携	①緊急通報システムや安否確認・配食サービスの利用者について、本人同意のもと、 <u>地域で見守り活動を行う団体</u> と情報連携を図ります。	高齢福祉課
20	災害時の安否確認	<p>①災害時における安否確認が迅速にできるよう、民生委員により要援護者や災害時要見守り世帯の把握を継続的に行います。</p> <p>②避難行動要支援者名簿を、自治（連合）会、民生委員、警察、消防署に配付し、非常時だけでなく、避難訓練等の平常時にも使用してもらうことで、災害時に備えます。</p>	民生児童委員 連絡協議会 高齢福祉課 防災安全課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（H29）	目標年（H32）	備考
地域福祉協力者	310人	第3期地域福祉計画に定める	基準年数値は、第2期地域福祉計画の目標値
地域見守り団体との連携	2団体	8団体	各年度2団体増加

Ⅱ－（２）地域支え合い活動の推進

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
21	地域支え合い活動の推進	<p>①地域の特性に応じ、地域住民自ら行う地域内の支え合い活動が活性化するように活動開始時の支援と運営費の助成を行います。</p> <p>◎<u>地域支え合い活動</u>の活性化支援</p> <p>②地域支え合い活動を行う団体同士の<u>意見交換や情報共有の場</u>をつくります。</p>	高齢福祉課
22	地域福祉活動の活性化	<p>①身近な場所で積極的に地域福祉活動が行われるよう、各地区社会福祉協議会の活動を支援します。</p> <p>②ホームページや社協だより、各地区の社協会報等で、地域支え合い活動に参加を促す啓発に努めます。</p> <p>③各地区社会福祉協議会で、地域福祉に関する意見交換や課題解決に向けた継続的な話し合いの場（<u>地域福祉懇話会</u>）が行われるよう支援します。</p>	社会福祉協議会
23	サロン等の活性化	<p>①サロンの立ち上げや各種相談に応じ、円滑に継続して活動できるよう支援します。また、より多くのサロンが立ち上がるよう、各地域の団体等に説明します。</p> <p>②社会福祉協議会では、サロン活動助成を通して活動の活性化を図ります。</p> <p>③理学療法士や歯科衛生士・栄養士などの専門職を地域のサロンや「通いの場」へ派遣します。介護予防に関する知識や運動の普及・継続促進を目指します。【再掲】</p> <p>④サロンを運営される方の意見交換や情報共有の場を、継続・充実します。</p> <p>⑤サロンに携わるスタッフのスキルアップを目的とした講座について、運営される方と協議しながら実施します。</p>	<p>高齢福祉課</p> <p>社会福祉協議会</p>

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
24	地域支え愛ポイント制度の推進	①ボランティア活動に対する「地域支え愛ポイント制度」により、地域の活動への参加促進と参加する市民の生きがいづくりを応援します。 ◎支え愛地域づくり事業（対象活動の追加・見直し） ◎ポイント電子化の必要性について検討	地域振興課 社会福祉協議会
25	地域福祉活動の拠点	①平成30年度から14公民館が「地区センター」となります。地区センターを地域福祉活動の拠点としてどのように使用していけるのか、モデル地区を選定して実施するなど取り組みを支援します。	地域振興課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（H29）	目標年（H32）	備考
地域支え合い活動団体数	27 団体	36 団体	各年度3団体増加
地域支え合い活動団体の意見交換・情報共有の場	年間 1回	年間 2回	
継続的に開催される地域福祉懇話会開催地区	1 地区	14 地区	

Ⅱ-（３）地域の生活支援体制整備

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
26	全市の支え合い活動活性化に向けた取り組み	<p>①全市の支え合い活動の活性化に向けた会議体を運営支援し、各地区の支え合い活動の推進と全市における機運づくりに努めます。</p> <p>②下記 27 の第二層協議体の活動状況をまとめ、全市での課題把握や企画提案を行います。</p> <p>◎<u>可児あんしんづくりサポート委員会</u>（第一層協議体）の運営</p>	高齡福祉課 社会福祉協議会
27	各地区の支え合い活動活性化に向けた取り組み	<p>①地域福祉懇話会を発展させて、自発的かつ継続的な話し合いの場（第二層協議体）が活性化するように支援します。あわせて、その中核的な存在となる「生活支援コーディネーター」を配置します。</p> <p>◎<u>第二層協議体</u>づくり</p> <p>◎<u>生活支援コーディネーター</u>の配置</p> <p>②生活支援コーディネーターは第二層協議体と協働で、地域課題や必要ニーズを把握し、担い手の養成、地域のサービスづくり・ネットワーク化を推進します。</p>	高齡福祉課 社会福祉協議会
28	生活支援体制整備や地域支え合い活動活性化に向けた機運づくり	<p>①支え合いの地域づくりに向けた機運を醸成していくための「フォーラム」や「講演会」を実施します。</p> <p>②地域の支え合い活動をまとめた冊子を作成し、医療や介護の関係者に周知・広報します。</p> <p>◎<u>支え合いの地域づくりフォーラム</u>の開催</p> <p>◎<u>地域支え合い活動情報冊子</u>の作成</p>	高齡福祉課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（H29）	目標年（H32）	備考
可児あんしんづくりサポート委員会の協議	年間 12 回	年間 12 回	
第二層協議体の設置地域数	1 地域	14 地域	連絡所単位での設置
生活支援コーディネーターの配置地区数	1 地区	14 地区	
支え合いの地域づくりフォーラムの開催	年間 1 回	年間 1 回	
地域支え合い活動情報冊子の作成地域数	2 地域	8 地域	各年度 2 地域で作成

Ⅱ - (4) 在宅医療・介護連携の推進

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
29	医療・介護関係者の連携体制整備	<p>①関係者で協議しながら、在宅で暮らす高齢者の入退院時や医療と介護サービスの提供を受けている方に関わる専門職の連携体制を整備します。</p> <p>◎「在宅医療・介護連携推進会議」の運営</p> <p>◎「在宅医療・介護連携プロジェクトチーム」の運営</p> <p>◎医療・介護情報共有の仕組みの構築（情報共有シートやノート、ICT*の活用など）</p> <p>②在宅医療と在宅介護が切れ目なく提供される体制を構築するため、医療・介護関係者と地域にあった必要な取り組みを検討します。</p>	高齢福祉課 可児医師会 可児歯科医師会 可茂薬剤師会 ケアネット可児 介護事業所
30	在宅医療・介護に関する相談窓口	<p>①在宅医療・介護関係者の連携窓口として、また、市民からの問い合わせにも対応できる相談窓口の設置について、関係者と協議します。</p> <p>②現在設置されている「可児地域在宅歯科医療連携室*」を支援するとともに、上記①の相談窓口への統合・連携について検討します。</p>	
31	医療・介護関係者の研修と市民への普及啓発	<p>①医療・介護関係者の連携のため、相互理解を深めるための研修会や勉強会を開催します。</p> <p>②在宅医療・介護への理解を深めてもらうため、市民向けフォーラムや講演会を開催するとともに、広報誌やホームページ等で情報提供します。</p>	

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（H29）	目標年（H32）	備考
在宅医療・介護連携推進会議やプロジェクトチームの開催	年間 12回	年間 12回	
医療介護情報共有ツールの運用	—	1ツール	
在宅医療・介護相談窓口の設置	—	1箇所	
医療・介護関係者の研修会	年間 1回	年間 4回	
在宅医療の市民向けフォーラム	—	年間 1回	

Ⅱ - (5) 地域ケア会議の推進

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
32	地域ケア個別会議の開催	①地域ケア個別会議を定期的に地域包括支援センターごとに開催し、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援するとともに、地域課題を把握・共有します。	高齢福祉課
33	<u>地域ケア推進会議</u> への支援	①地域ケア個別会議で共有された地域課題を、地域福祉懇話会や第二層協議体で話し合うことができるよう支援します。合わせて、地域内の支え合い活動の取り組みにつなげられるよう支援します。	社会福祉協議会 高齢福祉課
34	他職種の連携	①医療・介護の専門職種が、地域で開催される地域ケア個別（推進）会議に参画していくことで、地域との連携体制づくりを推進します。	高齢福祉課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（H29）	目標年（H32）	備考
地域ケア個別会議の開催数及び検討事例数	年間 10回 事例数 20件	年間 36回 事例数 108件	3圏域（2つの地域包括支援センターで1圏域）×12月
地域ケア推進会議への情報提供回数	0回	6回以上	

Ⅲ 適切なサービスが過不足なく提供され安気に暮らせるまちづくり〈公助〉

Ⅲ-（１）地域包括支援センターの運営

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
35	地域包括支援センターの機能強化（運営）	<p>①地域包括支援センターが、地域包括ケアシステムにおける中核的機関としての役割を担うことができるよう、体制及び人員の増強を行います。</p> <p>②現在、6箇所の地域包括支援センターについて、センターごとの業務量や地域特性を勘案しながら、7箇所目のセンター設置について検討し、必要に応じた増設を行います。また、帷子地域包括支援センターの帷子地内への移転について、関係機関と協議の上、早期の移転を目指します。</p> <p>③市直営の可児市地域包括支援センターについて、委託化も含め、将来のあるべき方向を検討します。</p>	高齢福祉課
36	地域包括支援センター及びケアプランの評価	<p>①今後、国から示される評価基準を用いた地域包括支援センターの評価を実施していきます。</p> <p>②地域包括支援センターが作成する介護予防ケアマネジメントについて、定期的を開催する「<u>介護予防ケアマネジメント支援会議</u>」において、多職種の視点からの助言や評価を行います。</p>	
37	総合相談支援事業	<p>①高齢者の生活実態や必要な支援を把握し、生活や介護に関する相談を受け、適切なサービス、地域の支援につなげます。</p> <p>②地域包括支援センターの相談機能を身近なところで享受できるよう、地域の関係者と連携した出張相談を行います。</p> <p>◎もの忘れ・困りごと相談の開催</p>	高齢福祉課 介護保険課
38	包括的・継続的ケアマネジメント	<p>①介護サービスの多職種の連携と協働のための体制づくりを行います。</p> <p>◎<u>介護サービス連携研修会</u>の開催</p> <p>②市内の介護支援専門員で組織される「ケアネット可児」の運営支援を行うとともに、個々の介護支援専門員に対して、適切かつ迅速な支援を行います。</p>	

【主な事業の目標値】

事業名	基準年 (H29)	目標年 (H32)	備考
地域包括支援センターの体制整備	職員数 23 人	職員数 27 人	
介護予防ケアマネジメント支援会議の開催回数	年間 2回	年間 12回	毎月1回の開催
介護サービス連携研修会の開催	年間 2回	年間 2回	

Ⅲ- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

No.	施策	取り組み内容 (事業名)	関係課・団体
39	介護予防・生活支援サービスの充実と見直し	<p>①平成28年度から実施している介護予防・生活支援サービス事業について、多様な主体によるサービスを増加させます。</p> <p>◎住民主体によるサービスBの実施</p> <p>②現在、提供している下記の生活支援サービスについて、利用者の状況等を踏まえ、関係者の意見を聞いた上で、サービス区分の明確化など制度内容を見直します。</p> <p>また、多様なサービスを充実させる観点から、本計画に定める見込量に達しているときには、必要量を勘案し事業所指定の可否を決定します。</p> <p>※訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス ※訪問型サービスA・通所型サービスA(緩和基準)</p>	高齢福祉課 介護保険課
40	生活支援サービスの担い手の養成	<p>①生活支援サービスの従事者や地域の支え合い活動への参加を考えている方を対象に、高齢者に対応するための知識や介護技術を習得するための「地域支え合い・介護基礎講座」【再掲】を開催します。</p> <p>②講座修了者が生活支援の担い手として活躍していただけるよう、生活支援サービスや地域支え合い活動団体の紹介を行います。【再掲】</p>	高齢福祉課 社会福祉協議会

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
41	介護予防ケアマネジメント	<p>①総合事業対象者の心身の状況に応じて、適正なサービス等が効率的に提供されるよう、専門的視点から介護予防ケアマネジメントを行います。</p> <p>②介護予防ケアマネジメントは、定期的なモニタリング（介護予防ケアマネジメント支援会議）により点検・評価します。【再掲】</p> <p>その結果を利用者や関係者と共有し、心身の状況に応じた適切な支援につなげます。</p>	高齢福祉課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（H29）	目標年（H32）	備考
住民主体のサービスBの実施団体数及び利用者数	— —	20団体 100人	
前期高齢者の要介護認定率	(H29.9)3.3%	3.4%未満	(512人/14,847人)
後期高齢者の要介護認定率	(H29.9)28.9%	28.0%未満	(3,692人/13,197人)
要支援認定者の重度化率	要支援1:53.9% 要支援2:50.0%	要支援1:42%以下 要支援2:32%以下	重度化率は、H29.4.1～11.30のデータによる。

Ⅲ-（3）認知症施策の推進

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
42	認知症予防のための取り組み 【再掲】	<p>①認知症に対する理解を深め、予防に資する運動（コグニサイズ）を普及する認知症予防教室などを開催し、開催後は継続した教室となるよう支援します。</p> <p>◎認知症予防教室の新規開催と継続支援</p> <p>◎脳の健康教室の開催と継続支援</p> <p>②認知症初期の方や家族のための軽度認知障がい（MCI）を理解する講座と相談会を開催します。</p> <p>◎MCI講座・相談会の開催</p>	高齢福祉課 健康増進課
43	認知症ケアパス※による適切な情報提供	①認知症の状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、認知症ケアパスを関係機関へ周知するとともに、相談者に利用してもらえよう配付します。	高齢福祉課

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
44	認知症初期集中支援チームの活動	①専門医と専門職による「認知症初期集中支援チーム」では次の活動を行います。 ◎チームを広く周知し、認知症初期段階の支援対象者を早期に発見します。 ◎認知症により支援等が必要な方に対して、適切な医療や介護サービスの提供に早期につなげます。	高齢福祉課
45	認知症カフェの推進	①認知症の方や介護者の社会参加、地域と専門職との情報共有やお互いの理解などを目的とした「 <u>認知症カフェ</u> 」が、地域のサロン、老人福祉センター、介護事業所等多様な主体で開催されるよう支援します。	高齢福祉課
46	認知症サポーターの養成と活動支援	① <u>認知症サポーター養成講座</u> は、定期講座のほか認知症の方と関わる機会が想定される小売業や金融機関、公共交通機関等の職域での開催も進めます。 ②認知症サポーター養成講座の受講者へのフォローアップ講座の開催などにより、認知症の方への配慮ができるまちづくりに努めます。	高齢福祉課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（H29）	目標年（H32）	備考
認知症カフェの開催	9箇所 延べ62回	15箇所 延べ100回	
認知症サポーター養成数	約6,500人	約9,000人	各年度900人の養成を目指します。

Ⅲ-（４）適切で過不足のない介護サービス

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
47	在宅サービスの整備方針	①訪問系サービス 平成 28 年度に実施した在宅介護実態調査において、訪問系サービスの利用が在宅での生活継続及び介護者の就労継続に寄与しているとの結果が出ており、訪問介護、訪問看護等訪問系サービスの充実に努めます。あわせて、訪問介護サービスにおいて、20 分未満の短時間サービスの普及に努めます。	介護保険課
		②通所系サービス 通所介護サービスは、必要量に対して供給量が概ね確保されつつあります。今計画期間における通所介護事業所の新規開設については、サービスの必要量を勘案しながら供給過多とならないよう配慮します。	
48	地域密着型サービスの整備方針	①訪問系サービス 地域密着型サービスにおいても訪問系サービスの充実を図ります。特に「 <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u> 」、「 <u>夜間対応型訪問介護</u> 」のサービスについては、事業所の開設に努めます。	
		②通所系サービス 地域密着型通所介護については、「47 在宅サービスの整備方針」及び看護小規模多機能型居宅介護等の普及を進める観点から、サービスの必要量を勘案していきます。なお、「 <u>認知症対応型通所介護</u> 」については、現在市内に事業所がないため、開設に努めます。	
		③施設系サービス 「 <u>地域密着型介護老人福祉施設</u> 」については、全体の供給量、待機者状況、介護人材の確保状況等を総合的に確認しながら整備に努めます。	
49	施設サービスの整備方針	①「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」等の施設・居住系サービスについては、地域密着型サービスで対応することとし、広域を対象とした施設は整備しない方針とします。	

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
50	介護保険サービス事業所の質の向上	①介護従事者の介護知識・技術の向上のため、会議や研修等を通じて、介護サービスの質の向上を図ります。 ②市が指定権限を持つ地域密着型サービス事業所、介護予防・日常生活支援総合事業実施事業所、居宅介護支援事業所については、 <u>実地指導</u> や <u>集団指導</u> において、事業運営等に関する各種基本方針を示すとともに、サービスの質の向上に向けた指導を行います。	介護保険課
51	地域区分※	①介護報酬の1単位当りの単価を定める地域区分は、今まで経過措置を適用し「その他」地域（1単位：10円）としていましたが、介護人材を確保する観点などを総合的に判断し、第7期計画期間から「7級地」地域（1単位：10.21円～10.14円）へ変更します。	
52	地域における医療及び介護を総合的に確保するための施設整備	①県が定めた地域医療構想に基づき、医療の機能分担や病床数の見込に対して、平成32年度までに整備が必要となる介護サービスの整備目標（9床）に対し、必要量を確保します。	
53	市が運営するデイサービスセンター	①老人福祉センターに併設しているデイサービスセンターについて、市全体の通所介護サービスの需給量を勘案し、事業の継続や他機能への転換など必要な検討を行います。	高齢福祉課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（H29）	目標年（H32）	備考
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数	—	1事業所	事業者選定は公募による
夜間対応型訪問介護事業所数	—	1事業所	
認知症対応型通所介護事業所数	—	1事業所	
地域密着型介護老人福祉施設数・定員	3施設 87人	4施設 116人	事業者選定は公募による
実地指導事業所数及び集団指導回数	8事業所	11事業所以上	集団指導は年1回以上

Ⅲ-（５）介護職員の確保対策と福祉への理解

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
54	介護サービスへの新規就職者の確保及び離職者の呼び戻し	<p>①ハローワーク等関係機関と連携し、<u>就職説明会</u>を開催するなど介護人材の確保に努めます。</p> <p>②国・県が進める人材確保対策事業の活用について、事業所への周知に努めます。また、市独自の確保対策事業について、事業者の意向を十分聞き取りながら、必要性を検討します。</p> <p>③近隣の高校と連携し、福祉の仕事を目指す高校生を対象とした介護の仕事の啓発・紹介ができる機会づくりに努めます。</p>	介護保険課
55	介護職員の離職防止と定着促進	<p>①事業者と連携し<u>研修会</u>を実施するなど、<u>介護職員の離職防止</u>に努めます。</p> <p>②事業者に対し、介護職員処遇改善制度の周知、並びに制度の普及啓発に努めます。</p>	
56	福祉教育の推進	<p>①地域でのふれあい活動等の体験的な活動を通して、高齢者福祉や障がい者福祉について学ぶことで、高齢者をより身近な存在として感じ、思いやりの心を育みます。</p> <p>◎「総合的な学習の時間」における福祉教育</p> <p>◎福祉協力校としての福祉事業の推進</p>	学校教育課

【主な事業の目標値】

事業名	基準年（H29）	目標年（H32）	備考
就職説明会の開催	年3回	年12回	ハローワークに後援
離職防止研修会等	—	年1回～2回	

Ⅲ-（６）介護給付等に要する費用の適正化

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
57	介護給付適正化への取り組み	<p>①介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足ないサービスを、事業者が適切に供給できるよう、次の5つの事業に取り組みます（詳細は、別途「第4期介護給付適正化計画」（H30-32）で定めます）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎介護認定の適正化 ◎ケアプラン点検 ◎住宅改修等の点検 ◎医療情報との突合・縦覧点検 ◎介護給付費通知 	介護保険課

Ⅲ-（７）安心して暮らせる生活環境の整備

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
58	公共交通による移動支援	①可児市コミュニティバス（さつきバス、電話で予約バス、おでかけしよKar Kバス・Kタク）の運行とYAOバス、民間路線バスへの運行支援を行うことにより、高齢者の移動手段の確保に努めます。	都市計画課
59	運転免許証自主返納者への対応	①運転免許証自主返納者に対し、さつきバス、電話で予約バス、民間路線バス（帷子線）のバス回数券を交付し、体験乗車することで返納後の移動手段の一つとしてバスも選択できるよう支援します。	都市計画課
60	地域での移動支援	①地域での移動支援サービスは、国土交通省の通知により公共からの支援ができませんでした。平成29年度にこの取扱いの変更が予定されています。これを受けて、地域での移動支援サービスがより実施しやすくなる仕組みや支援策を検討します。	高齢福祉課 社会福祉協議会
61	消費者被害防止	<p>①消費生活相談の実施により、高齢の相談者の消費トラブルや被害の防止、解決に努めるとともに、地域包括支援センターとの連携により見守りが必要な高齢者の被害防止を図ります。</p> <p>②高齢者サロン等での出前講座や「すぐメールかに」の消費者見守り情報の配信等により、消費者被害防止を図ります。</p>	産業振興課
62	高齢者虐待の防止	①地域包括支援センター、介護支援専門員、介護従事者、民生委員などとの連携を図り、高齢者虐待防止の啓発活動を進めるとともに、虐待の早期発見・対応に努めます。	高齢福祉課 介護保険課

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
63	権利擁護（成年後見制度*）	<p>①成年後見制度利用促進基本計画の策定に取り組みます。</p> <p>②権利擁護に関する以下の事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎成年後見制度の周知と相談 ◎法人後見事業*の実施 ◎日常生活自立支援事業の周知・相談及び実施 ◎預託金によるサービス（死後事務委任） ◎入退院時支援サービス 	<p>高齢福祉課</p> <p>社会福祉協議会</p>
64	高齢者世帯の安心のための制度	<p>①定期的な安否確認と食の確保のため、「安否確認・配食サービス」事業を実施します。</p> <p>②高齢者世帯の緊急時の対応、生活上の相談・安否確認のため、「緊急通報システム」運営事業を実施します。</p> <p>③両サービスについて、民間サービスとの比較、利用者負担のあり方など、必要な見直しを行います。</p>	<p>高齢福祉課</p>
65	介護される家族への支援	<p>①在宅で介護をする方への支援として実施している「介護用品購入助成」事業について、将来にわたり継続できる内容となるよう見直しを図りながら実施します。</p> <p>②介護される家族が、介護の方法や心得などについて学ぶことができる講座「地域支え合い・介護基礎講座」を開催します。【再掲】</p>	<p>高齢福祉課</p>

Ⅲ-（8）高齢者の住まい

No.	施策	取り組み内容（事業名）	関係課・団体
66	高齢者の住まい	<p>①有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅等の供給量については、介護保険サービスを含め総合的に検討していく必要があることから、高齢者の住宅ニーズの把握と県住宅部局との連携に努めます。</p>	<p>施設住宅課</p> <p>高齢福祉課</p> <p>介護保険課</p>
67	養護老人ホーム*の入所措置	<p>①環境上の理由及び経済的理由により、居宅にて生活することが困難な高齢者に対し、関係者等との連絡・調整を図りながら、養護老人ホームへの入所を措置します。</p>	<p>高齢福祉課</p>
68	虚弱高齢者ショートステイ事業	<p>①緊急に養護が必要と認められる高齢者に対し、生活の安定が図れるよう、施設への一時的な入所を行います。</p>	<p>高齢福祉課</p>

